

知っておこう！第三者行為求償について

第三者行為(交通事故等)の治療で国保を使用する場合は届出が義務化されています。

第三者行為による傷病の例

- ・ 交通事故によるけが
(車・バイク・自転車の事故等で相手方のある交通事故)
- ・ 他人の飼っている動物に咬まれたことによるけが
- ・ 食中毒
- ・ 他人からの暴力行為によるけが
- ・ その他
スーパーで商品が棚から落ちてきたことによるけが



○第三者行為求償の治療で国保を使用する場合、保険者(市町村等)への届出が義務付けられています。

第三者行為の治療費について国保を使用する場合、本来、相手方(加害者)が負担すべき治療費を国保の保険者(市町村等)が一時的に立て替える状態となります。

そして、保険者(市町村等)の治療費立替分に関しては、保険者(市町村等)から相手方(加害者)へ負担を求めることになります。

被保険者からの届出に基づき、保険者(市町村等)は相手方(加害者)へ請求するため、保険者(市町村等)への届出が必要になります。

<届出に必要なもの>

- ① 第三者行為による傷病届
- ② 交通事故証明書(交通事故の場合)
- ③ 人身事故証明書入手不能理由書
(交通事故の場合であって、交通事故証明書に物件事故と記載されている場合)
- ④ 事故発生状況報告書
- ⑤ 同意書又は念書
- ⑥ 誓約書(加害者の方が記入してください)

※①から⑥の他に本人確認書類や印鑑等が必要になりますので、届出の際は、保険者(市町村等)の窓口へ連絡し、届出に必要な書類の確認をしてください。